

# 事業報告書

自 2022年4月1日  
至 2023年3月31日

2023年4月1日

公益財団法人  
マークスホールディングス育英会  
代表理事 米谷 春夫

## I 法人の概況

### 1. 設立年月日

2018年2月1日

### 2. 公益法人への移行日

2018年7月1日

### 3. 定款に定める目的

この法人は、東北地区における青少年の健全育成を図り、教育及びスポーツの振興に寄与することを目的とする。

### 4. 定款に定める事業内容

この法人は、前項の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ①東北地区における学業等に係る団体に対する、教育現場等で必要とされる教育教材、教具、設備、備品等の購入又は修繕費用への助成。
- ②東北地区の学校、児童施設及びスポーツを行う団体等に対する、部活動及び青少年のスポーツ活動等に係る活動用具等の購入、遠征費用等の諸経費に対する助成。
- ③その他、この法人の目的を達成に必要な事業。

### 5. 主たる事務所の状況

宮城県仙台市若林区卸町2丁目15番2（卸町会館3F）

### 6. 役員等に関する事項

役職	氏名	常勤・非常勤の別	担当職務・現職
代表理事	米谷 春夫	非常勤	理事会職事務統括 株式会社マークスホールディングス 取締役相談役 株式会社マイヤ 代表取締役会長
専務理事	田畑 正伍	非常勤	株式会社カネタ・ツーワン 代表取締役会長

理事	島貫 文好	非常勤	株式会社仙台商産 代表取締役会長
理事	藤本 雅彦	非常勤	東北大学大学院経済学研究科教授 同 地域イノベーション研究センター長
評議員長	二藤部 洋	非常勤	評議員会事務統括 株式会社マクスホルディングス 取締役副社長 株式会社おーぼんホルディングス 代表取締役社長
評議員	前田 恵三	非常勤	株式会社マクスホルディングス 代表取締役会長 株式会社マエダ 代表取締役社長
評議員	荒 中	非常勤	荒総合法律事務所 弁護士
評議員	鍋島 孝敏	非常勤	日東インダ株式会社 代表取締役会長
評議員	猪又 明美	非常勤	東洋ワーク株式会社 代表取締役社長
評議員	高浦 康有	非常勤	東北大学 大学院 経済学研究科 准教授
監 事	武田 要二	非常勤	協同組合仙台卸商センター 参与

## 7. 職員に関する事項

職員数		前期比増減	平均勤続年数
男子	0名	—	—
女子	1名	±0名	2年9ヶ月
合計又は平均	1名	±0名	2年9ヵ月

## II 事業の状況

### 1. 事業の実施状況

当事業年度は上期・下期（※）2回に分けて助成先の公募を行いました。

助成決定額等につきましては下記の表に記載致します。

※募集期間 上期：2022年3月1日～2022年4月30日

下期：2022年8月1日～2022年9月30日

#### ① 【2022年度上期 応募状況】

助成事業区分	申込（件数/金額）	助成決定（件数/金額）
教育活動等助成	31件/7,900,270円	16件/3,757,950円
スポーツ活動助成	30件/5,330,625円	14件/2,291,499円
合計	61件/13,230,895円	30件/6,049,449円

#### ② 【2022年度下期 応募状況】

助成事業区分	申込（件数/金額）	助成決定（件数/金額）
教育活動等助成	84件/22,835,291円	18件/4,114,020円

スポーツ活動助成	38 件/ 6,242,804 円	9 件/1,177,090 円
合計	122 件/29,078,095 円	27 件/5,291,110 円

③ 【2022 年度通期（上期・下期合算） 応募状況】

助成事業区分	申込（件数/金額）	助成決定（件数/金額）
教育活動等助成	115 件/30,888,131 円	34 件/7,871,970 円
スポーツ活動助成	68 件/11,573,429 円	23 件/3,468,589 円
合計	183 件/42,461,560 円	57 件/11,340,559 円

2. 重要な契約に関する事項

多額の借財等、重要な契約事項はございません。

3. 役員会等に関する事項（理事会、評議員会）

(1) 理事会

① 2022 年 4 月 27 日（決議の省略により、理事会決議があったとみなされる日）

代表理事より提案書を発送し、理事及び監事全員から書面にて同意を得ております。一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）第 197 条及び第 96 条及び当財団定款 38 条第 2 項における決議があったとみなされる事項は以下の通りです。

- (i) 第 6 期 2021 年度（2021 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日）公益財団法人マークスホールディングス育英会の事業報告及び決算承認に関する件
- (ii) 2021 年度定時評議員会開催に関する件

② 2022 年 5 月 20 日開催

理事及び監事全員が出席し、下記事項について全会一致で承認可決されております。

- (i) 2022 年度上期助成先決定に関する件
- (ii) 寄附金受け入れに関する件
- (iii) 選考委員増員に伴う選考委員会規程変更に関する件

③ 2022 年 10 月 26 日開催

理事及び監事全員が出席し、下記事項について全会一致で承認可決されております。

- (i) 2022 年度下期助成先決定に関する件
- (ii) 選考委員選任に関する件
- (その他) 内閣府立入検査に関する結果報告

④ 2023 年 2 月 17 日開催

理事及び監事全員が出席し、下記事項について全会一致で承認可決されております。

- (i) 2023年度の事業計画書、収支予算書に関する件  
2023年度の資金調達及び設備投資の見込みに関する件
- (ii) 選考委員選任に関する件
- (iii) 選考委員会規程改定に関する件
- (iv) 旅費規程改定に関する件

## (2) 評議員会

### ① 2022年5月20日開催

評議員6名中4名が出席し、下記事項について全会一致で承認可決されております。

- (i) 2021年度(2021年4月1日～2022年3月31日)公益財団法人マークスホールディングス育英会の事業報告及び決算承認に関する件
- (ii) 任期満了に伴う理事選任に関する件

## 4. 寄附に関する事項

当事業年度に受け入れた寄附は以下の通りです。

受け入れた寄附金については事業費として活用しております。

寄附者	金額
株式会社マークスホールディングス	500,000円
株式会社おーばんホールディングス	500,000円
フレスコ株式会社	500,000円
株式会社マイヤ	450,000円
びはん株式会社	50,000円
株式会社マエダ	500,000円
合計	2,500,000円

## 5. 収支及び正味財産増減の状況並びに財産の状況の推移

事業年度	第一期 (2018年2月1日～ 2018年3月31日)	第二期 (2018年4月1日～ 2018年6月30日)	第三期 (2018年7月1日～ 2019年3月31日)
前期繰越収支差額	—	3,493,131 円	3,863,596 円
当期収入合計	4,000,000 円	3,000,000 円	11,936 円
当期支出合計	506,869 円	2,629,535 円	388,087 円
次期繰越収支差額	3,493,131 円	3,863,596 円	3,487,445 円
資産合計	3,706,143 円	3,863,596 円	2,811,787,805 円
負債合計	213,012 円	0 円	0 円
正味財産	3,493,131 円	3,863,596 円	2,811,787,805 円
(うち、基本財産額)	3,000,000 円	3,000,000 円	2,811,300,360 円

事業年度	第四期 (2019年4月1日～ 2020年3月31日)	第五期 (2020年4月1日～ 2021年3月31日)	第六期 (2021年4月1日～ 2022年3月31日)
前期繰越収支差額	487,445 円	1,428,958 円	1,915,309 円
当期収入合計	12,500,059 円	12,500,080 円	14,565,424 円
当期支出合計	11,558,546 円	12,013,729 円	14,163,111 円
次期繰越収支差額	1,428,958 円	1,915,309 円	2,317,622 円
資産合計	2,812,729,318 円	2,813,215,669 円	2,813,617,982 円
負債合計	0 円	0 円	0 円
正味財産	2,812,729,318 円	2,813,215,669 円	2,813,617,982 円
(うち、基本財産額)	2,811,300,360 円	2,811,300,360 円	2,811,300,360 円

事業年度	第七期 (2022年4月1日～ 2023年3月31日)		
前期繰越収支差額	2,317,622 円		
当期収入合計	13,300,624 円		
当期支出合計	13,511,705 円		
次期繰越収支差額	2,106,541 円		
資産合計	2,813,406,901 円		
負債合計	0 円		
正味財産	2,813,406,901 円		
(うち、基本財産額)	2,811,300,360 円		

#### 6. 決算期後に生じた法人の状況に関する重要な事実

本報告書提出時点において、記載すべき重要な事項はございません。

#### 7. 附属明細書について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する「事業内容を補足する重要な事項」がないため、附属明細書は作成しておりません。

以上